

2014年4月9日

厚生労働大臣 田村憲久殿

原水爆禁止日本協議会

大阪地裁判決及び熊本地裁判決に対する非人道的控訴に抗議し 控訴取り下げを要求する要請文

国・厚生労働省は、2014年3月20日に大阪地方裁判所第7民事部が下した判決に対し同年3月31日に、2014年3月28日に熊本地方裁判所第2民事部が下した判決に対し同年4月9日に、国が敗訴した原告のうち1名（大阪）、3名（熊本）について控訴を提起するというあるまじき暴挙に出た。

私たちは、この非人道的控訴に対して満身の怒りをもって国・厚生労働省に抗議する。

国は、「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」（2009年8月6日）に調印し、「今後、訴訟の場で争う必要のないよう」に定期協議の場で解決すると約束した。しかしながら、誠実な実行が求められていたにも関わらず、おこなわなかった。今回の控訴は、上記「確認書」の趣旨に真っ向から反し、被爆者にさらなる負担を強いる非人道的な暴挙であり、絶対に許すことができない。

国がおこなうべきは、被爆者を苦しめる控訴ではなく、司法判断に合致するよう認定基準を改め、法改正をおこなうことであり、認定制度を原爆被害の実態に合致するよう抜本的に改めることである。

私たちは、国・厚生労働省に対して、直ちに控訴を取り下げるよう強く求める。

以上